

【放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出についての考え方】

1 前提条件

(1) 青少年課が実施した、ニーズ調査を用いる。

→こどもみらい課で行った調査では、5歳児のお子さんを持つ家庭に対して、放課後児童健全育成事業の利用意向を聞いていたため、実際の利用実態に比べ膨大な量の見込みが算出された。青少年課の調査は、市内の公立小学校に通う児童を対象としているため、より実態に近い量の見込みとなると考えられるため。

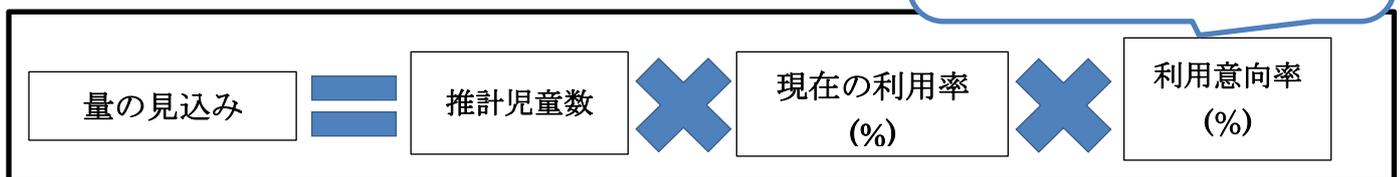
(2) 量の見込みの算出に際しては、小学校区ごとの見込みを求めるものとする。

→事業の特性上、放課後に児童が自力で施設に向かう必要があるため、学校区ごとののきめ細かい数字が要求されると考えられるため。

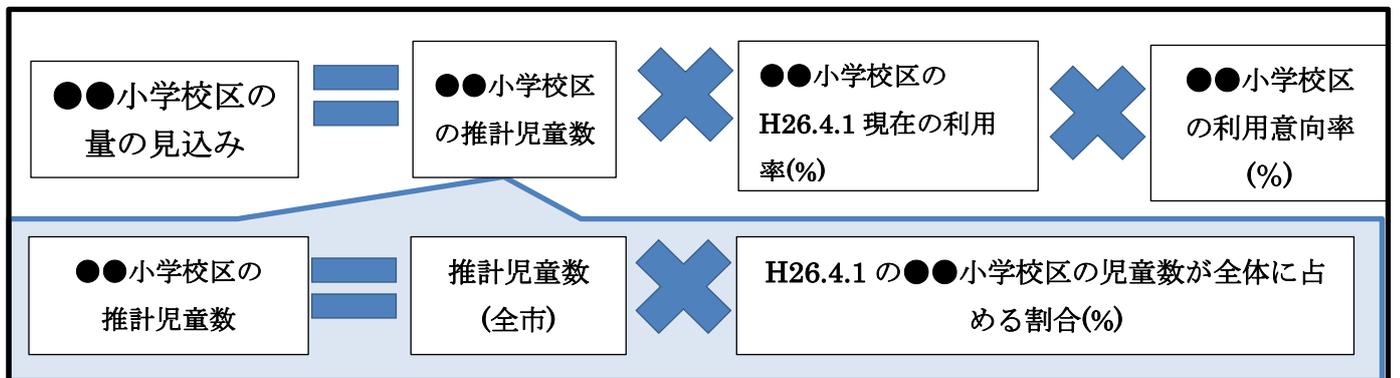
2 量の見込みの算出方法

(1)基本的な考え方

ニーズ調査上の「現在の利用者」から「今後の利用希望者」の伸び率



(2)各学区の算出の仕方



(例) H27 第1小学校区の量の見込みの場合

- ①推計児童数=8,926人(全市)×10.3%(925/8,945)
=923人
- ②H26.4.1現在の利用率=12.5%(116/925)
- ③利用意向率=142.6%(87/61)
- ④量の見込み=923×12.5%×142.6%=165人

※標記上パーセンテージについては、小数点第2位を四捨五入した数値を記載し、量の見込みの人数は小数点第1位を四捨五入した数値を記載している。